ITJ Lab 著作権の権利ガイド

複製権（第21条）

複製権は、作品を「コピーする」ことについての権利です。著作権の中で最も基本になる権利なので、最初に取り上げます。

概要

ひとことで言うと

複製権のイメージ

作品
著作物

コピー ▶

コピー
複製物

著作者（権利者）
自分でコピーできる。人にコピーさせるかどうかも決められる

ほかの人
原則として、権利者の許諾があればコピーできる

条文 条文を読む（第21条）

> **第二十一条（複製権）**
> 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

第21条を4つのかたまりに分けて読む

著作者は、	その著作物を	複製する権利を	専有する。
だれが	何について	どんな行為	ひとりじめ

1. 著作権（財産権）は人に譲ることができます（第61条）。そのため、いま権利を持っているのが著作者本人とは限りません。

条文

「複製」とは何か（第2条第1項第15号）

第二条（定義）

十五　複製　印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

「複製」の定義（第2条第1項第15号）

- 印刷
- 写真
- 複写
- 録音
- 録画
- その他の方法

により

有形的に再製
形のある物に作り直す

次の2つも「複製」に含む

イ　脚本など
上演・放送・有線放送を、録音・録画すること

ロ　建築の著作物
建築の図面に従って、建物を完成させること

行政資料

文化庁の説明

著作権法を所管する文化庁は、毎年「著作権テキスト」という解説を公表しています。

テキストでは、複製権を「最も基本的な権利」と呼び、すべての著作物が対象になると説明しています。

コピーの方法は問わないとされ、手書きや写真撮影、パソコンやサーバーへの保存も例に挙げられています。

生の講演を録音したり筆記したりすることにも、複製権が働くと説明されています。

- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 14ページ
- 文化庁「令和8年度 著作権テキスト」 10〜11ページ（著作者の権利の全体図）
- 文化庁「はじめて学ぶ著作権」

図解 形に残るか、残らないか

形に残る利用は複製権、形に残らない利用は別の権利

形に残る → 複製権（第21条）

- 紙に印刷する
- コピー機で複写する
- 写真に撮る
- 録音する・録画する
- パソコンやサーバーに保存する
- 手で書き写す

形に残らない → 別の権利

- 演じる・演奏する：上演権・演奏権（第22条）
- スクリーンや画面に映す：上映権（第22条の2）
- 放送・インターネットで送る：公衆送信権（第23条）
- 朗読する：口述権（第24条）
- 原作品を展示する：展示権（第25条）

図解 許諾がなくてもコピーできる場合

許諾が要るかどうかの大きな流れ（条件の中身は条ごとに異なる）

他人の作品をコピーしたい ▶ **「権利の制限」の条件をすべて満たすか**

法律が定める

当たる

許諾がなくてもコピーできる

例：私的使用のための複製（第30条）

当たらない

権利者の許諾が必要

まとめ

まとめ

1. 複製権は、作品を形のある物に作り直す（コピーする）ことについての権利で、著作者が「専有」する（第21条）。
2. 「複製」には、印刷・写真・複写・録音・録画のほか、方法を問わず形に残すことが広く含まれる（第2条第1項第15号）。
3. 許諾なくコピーできる場合（権利の制限）もあるが、それぞれに条件がある（第30条など）。

ご覧いただき、ありがとうございました

この動画は、著作権法の一般的な制度の説明です。
個別の事案についての法律相談・法的助言ではありません。
条文：著作権法（e-Gov 法令検索。取得前の仮置きを含みます）／行政資料：文化庁「著作権テキスト」ほか

itjlab.com/chosakuken